



# 第 11 次 呉市交通安全計画

[令和 3 (2021) ~ 7 (2025) 年度]



令和 4 年 3 月  
呉市交通安全対策会議



# はじめに

## 「交通事故のない安全で安心な呉市」の実現を目指して

交通事故を根絶し、安全で安心な呉市を実現することは、市民の切なる願いです。

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45(1970)年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。これに基づき呉市においては、昭和46(1971)年以降、10次にわたり、市内において講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めた「呉市交通安全計画」を策定してきました。

この計画に基づく様々な取組により、市内の交通事故による死者数及び事故発生件数は、令和2(2020)年にはそれぞれ4人、337件となり、ピーク時である昭和38(1963)年の39人、昭和44(1969)年の2,617件から大幅に減少させることができました。

これは、交通安全に対する市民一人一人のたゆまぬ努力と、交通安全に関わる関係機関や団体の長年にわたる着実な取組の成果であると考えております。

呉市では、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの「第5次呉市長期総合計画」において、『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」

～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』

を将来都市像として掲げ、その実現に向け各種施策を推進しております。

交通安全対策についても、令和7(2025)年度までの前期基本計画の中で、主な取組として、(1)子ども・高齢者への指導・啓発の充実、(2)放置自転車等の対策、(3)交通安全施設等の整備を掲げております。

第11次呉市交通安全計画（令和3(2021)～7(2025)年度）は、「第5次呉市長期総合計画」実現の一翼を担うとともに、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、「第11次広島県交通安全計画」に基づく計画として策定しました。

交通安全に関する諸施策は、多くの分野に関連しており、関係機関等の緊密な連携が必要です。この計画に定める施策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

市民の皆様におかれましても、「交通事故のない安全で安心な呉市」の実現に向けて、それぞれの立場から交通安全活動に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月

呉市交通安全対策会議会長  
呉市長 新原芳明



# 目 次

第10次吳市交通安全計画の目標達成状況と課題	1
第1部 計画の基本理念	4
1 交通社会を構成する三要素	5
2 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項	6
3 横断的に重要な事項	7
第2部 道路交通の安全	9
第1章 道路交通事故のない社会を目指して	10
第2章 道路交通の安全についての目標	11
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	11
1 道路交通事故の現状	11
2 道路交通事故の見通し	13
第2節 交通安全計画における目標	15
第3章 道路交通の安全についての対策	15
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	15
1 高齢者及び子どもの安全確保	16
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	17
3 生活道路における安全確保	18
4 先端技術の活用推進	18
5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	19
6 地域が一体となった交通安全対策の推進	19
第4章 講じようとする施策	19
第1節 道路交通環境の整備	19
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	19
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	20
(2) 通学路等における交通安全の確保	21
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	22
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	22
3 幹線道路における交通安全対策の推進	23
(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	24
(2) 事故危険箇所対策の推進	24
(3) 幹線道路における交通規制	25
(4) 重大事故の再発防止	25
(5) 適切に機能分担された道路網の整備	25
(6) 高規格幹線道路等における事故防止対策の推進	26
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	27

(8) 交通安全施設等の高度化	28
4 交通安全施設等の整備事業の推進	29
(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	29
(2) 幹線道路対策の推進	29
(3) 交通円滑化対策の推進	29
(4) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	30
(5) 道路交通環境整備への住民参加の促進	30
(6) 連絡会議等の活用	30
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	31
6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	32
7 無電柱化の推進	32
8 効果的な交通規制の推進	32
9 自転車利用環境の総合的整備	34
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	35
(2) 自転車等の駐車対策の推進	35
10 交通需要マネジメントの推進	36
(1) 公共交通機関利用の促進	36
(2) 貨物自動車利用の効率化	37
11 災害に備えた道路交通環境の整備	37
(1) 災害に備えた道路の整備	37
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	38
(3) 災害発生時における交通規制	38
(4) 災害発生時における情報提供の充実	38
12 総合的な駐車対策の推進	39
(1) きめ細かな駐車規制の推進	40
(2) 違法駐車対策の推進	40
(3) 駐車場等の整備	41
(4) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	41
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	41
13 道路交通情報の充実	42
(1) 情報収集・提供体制の充実	42
(2) 適正な道路交通情報提供事業の促進	42
(3) 分かりやすい道路交通環境の確保	42
14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	42
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	43
(2) 休憩施設等の整備の推進	44
(3) 子どもの遊び場等の確保	44
(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	44

(5) 地域に応じた安全の確保	45
15 交通事故統計・分析の充実等	45
(1) 交通事故分析の高度化	45
(2) 効果的な交通事故発生情報の提供	45
第2節 交通安全思想の普及徹底	45
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	45
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	47
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	48
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	49
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	49
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	50
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	51
(7) 障害者に対する交通安全教育の推進	52
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進	52
2 効果的な交通安全教育の推進	52
(1) 参加・体験・実践型の教育手法の活用	52
(2) 関係機関・団体相互の連携	53
(3) 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択	53
(4) 交通安全教育の効果測定	53
(5) 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し	53
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	53
(1) 交通安全運動の推進	53
(2) 横断歩行者の安全確保	56
(3) 自転車の安全利用の推進	56
(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	57
(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底	57
(6) 反射材用品等の普及促進	58
(7) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	58
(8) 効果的な広報の実施	58
(9) その他の普及啓発活動の推進	59
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	60
(1) 主体的活動の促進	60
(2) 呉市交通安全推進委員等の育成	60
(3) その他の民間団体に対する働き掛けの強化	61
(4) 官民一体による活動の促進	61
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	62
第3節 安全運転の確保	62
1 運転者教育等の充実	62

(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	63
(2) 運転者に対する再教育等の充実	63
(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	63
(4) 二輪車安全運転対策の推進	63
(5) 高齢運転者対策の充実	63
(6) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	65
(7) 自動車運転代行業の指導育成等	65
(8) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	65
(9) 悪質・危険な運転者の早期排除	65
(10) 安全運転相談の充実・強化	65
2 安全運転管理の推進	65
3 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	66
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	66
(2) 根本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	66
(3) I C T・自動運転等新技術の開発・普及推進	67
(4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	67
(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	67
(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	67
(7) 運転者の健康起因に伴う事故防止対策の推進	68
(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	68
(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	68
4 交通労働災害の防止等	69
(1) 交通労働災害の防止	69
(2) 運転者の労働条件の適正化等	70
5 道路交通に関する情報の充実	70
(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	70
(2) 気象情報等の充実	70
第4節 車両の安全性の確保	71
1 自動運転車の安全対策・活用の推進	71
(1) 自動運転車に係る安全基準の策定	71
(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進	71
(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進	71
(4) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進	72
2 自動車の検査及び点検整備の充実	72
(1) 自動車点検整備の推進	72
(2) 不正改造車の排除	72
3 自転車の安全性の確保	73

(1) 自転車安全整備制度の普及	73
(2) 損害賠償責任保険等への加入促進	73
(3) 自転車の被視認性の向上	73
<b>第5節 道路交通秩序の維持</b>	<b>73</b>
1 交通の指導取締りの強化等	73
(1) 一般道における効果的な指導取締り	74
(2) 高規格幹線道路等における指導取締りの強化等	75
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	75
(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	75
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化	75
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	75
3 暴走族等対策の推進	75
(1) 実態把握等の徹底	76
(2) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	76
(3) 暴走行為阻止のための環境整備	77
(4) 暴走族等に対する指導取締りの強化	77
(5) 暴走族関係事犯者の再犯防止	77
(6) 車両の不正改造の防止	78
<b>第6節 救助・救急活動の充実</b>	<b>78</b>
1 救助・救急体制の整備	78
(1) 救助体制の整備・拡充	80
(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	80
(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	80
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進	80
(5) 救助・救急用資機材の整備の推進	80
(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	80
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	81
2 救急医療体制の維持・確保	81
(1) 救急医療機関等との連携	81
(2) 救急医療情報ネットワークシステム運用の充実	82
3 救急関係機関の協力関係の確保	83
(1) 救急関係機関の協力関係の確保	83
<b>第7節 被害者支援の充実と推進</b>	<b>83</b>
1 損害賠償の請求についての援助等	83
(1) 交通事故相談活動の推進	84
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化	84
2 交通事故被害者支援の充実強化	84

(1) 交通事故被害者の心情に配慮した対策の推進	84
<b>第3部 鉄道交通の安全</b>	85
<b>第1章 鉄道事故のない社会を目指して</b>	86
<b>第1節 鉄道事故の状況等</b>	86
1 鉄道事故の状況	86
2 近年の運転事故の特徴	86
<b>第2節 交通安全計画における目標</b>	87
<b>第2章 鉄道交通の安全についての対策</b>	87
<b>第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点</b>	87
<b>第2節 講じようとする施策</b>	88
1 鉄道交通環境の整備	88
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	88
(2) 運転保安設備等の整備	88
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	88
3 鉄道の安全な運行の確保	89
(1) 保安監査の実施	89
(2) 運転士の資質の保持	89
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	89
(4) 気象情報等の充実	89
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	90
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	90
(7) 計画運休への取組	90
4 鉄道車両の安全性の確保	90
5 救助・救急活動の充実	90
6 被害者支援の推進	91
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	91
<b>第4部 踏切道における交通の安全</b>	92
<b>第1章 踏切事故のない社会を目指して</b>	93
<b>第1節 踏切事故の状況等</b>	93
1 踏切事故の状況	93
2 近年の踏切事故の特徴	93
<b>第2節 交通安全計画における目標</b>	94
<b>第2章 踏切道における交通の安全についての対策</b>	94
<b>第1節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点</b>	94
<b>第2節 講じようとする施策</b>	95
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	95

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	96
3 踏切道の統廃合の促進	97
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	98
用語の解説	99
呉市交通安全対策会議 委員及び幹事	104

# 第10次呉市交通安全計画の目標達成状況と課題

## 1 第10次呉市交通安全計画の目標達成状況等

### (1) 第10次呉市交通安全計画の概要

第10次呉市交通安全計画（以下「第10次計画」という。）は、計画期間を平成28(2016)年度から令和2(2020)年度の5年間と定め、平成29(2017)年2月に策定した。

第10次計画においては、計画の基本的な考え方として次の4つの観点を掲げた。

- ① 人間に係る安全対策
- ② 車両が原因となる事故の防止対策
- ③ 交通環境に係る安全対策
- ④ 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

これらの基本的な考え方に基づき、「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」の3つの項目について、それぞれ対策等を策定した。

### (2) 第10次計画の目標達成状況

第10次計画の「道路交通の安全」の項目においては、交通事故死者数及び交通事故発生件数について次の数値目標を定めており、いずれも目標を達成した。

#### ●道路交通の安全についての目標

令和2(2020)年までに

- ① 交通事故死者数を年間8人以下  
(内高齢者4人以下)
- ② 交通事故発生件数を年間670件以下

#### ●目標達成状況

令和2(2020)年の状況

- ① 交通事故死者数 4人  
(内高齢者3人)
- ② 交通事故発生件数 337件

計画期間内の交通事故死者数と交通事故発生件数の推移及び特徴は次のとおりである。（表－1）

まず、交通事故死者数については、計画期間の最終年である令和2(2020)年は4人（内高齢者3人）となり、第10次計画の目標である年間8人以下（内高齢者4人以下）を達成した。その一方で、計画期間中の交通事故死者数の推移をみると、平成30(2018)年は5人となり、前年13人と比較して半減以上となったものの、令和元(2019)年には10人と倍増となり、令和2(2020)年は4人とまた前年比の半減以上となるといったように、年によって変動が大きい特徴がみられる。

また、交通事故死者数の内高齢者数の推移をみると、計画期間の内平成28(2016)年を除く全ての年で、死者数全体の半数以上という高い割合を占め続けており、高齢化社会の進展により、今後もこの傾向が続くことが危惧される。

次に、交通事故発生件数は、平成28(2016)年の669件から令和2(2020)年の337件に至るまで、年々着実に減少しており、大幅に事故件数が減少する結果となった。

これらの成果は、市民の理解と協力の下に、交通安全関係機関・団体と連携し、

第10次計画に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進した結果であると考えられる。

表－1 第10次計画期間内の交通事故死者数と交通事故発生件数

年 区 分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
交通事故死者数	11人	13人	5人	10人	4人
内高齢者	0人	8人	4人	7人	3人
交通事故発生件数	669件	582件	451件	389件	337件

## 2 課題

### (1) 道路交通の安全についての課題

交通事故死者数は、計画期間中に減少と増加を繰り返し、その平均人数は8.6人であることから、目標数値である年間8人以下を安定して達成しているとは言い難く、死者数をなお一層減少させるための対策が必要となる。

通学時に多くの児童・生徒が一度に事故に巻き込まれる事例が全国的に増えていることから、通学時の安全確保が喫緊の課題となっている。また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者が交通事故の被害者となるだけでなく、アクセルとブレーキの踏み間違い等の重大な運転ミスにより加害者となる傾向も危惧されており、高齢者を事故加害者としないための対策も課題となる。

さらに、交通事故の発生を予防するだけでなく、事故発生した場合に迅速に救助・救急活動を講じることを可能とするなど、死亡につながる可能性の高い重傷者を減少させるための対策も課題となる。

### (2) 鉄道交通の安全についての課題

市内では計画期間中、多数の死傷者が生ずるような鉄道の事故は発生していない。これは、鉄道事業者による鉄道施設、運転保安設備等、システム全体として安全性を確保した対策を推進してきた成果である。

引き続き、鉄道事業者による安全対策を継続していくとともに、運転事故に関係が深い利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等の理解と協力を得るための対策を講じていく。

また、万一、事故が発生した場合の救助・救急活動が迅速に実施できる体制も引き続き構築していく。

### (3) 踏切道における交通の安全についての課題

第10次計画期間における市内の踏切事故は、発生件数は3件と少ないものの内2件においては、それぞれ一人の死者が発生している。踏切事故は、死者や重傷者の発生など重大な事故となることが多いため、事故の発生防止策が課題となる。

踏切道における交通事故を防止するためには、立体交差化や構造の改良等の促進

など物理的な対策が最も効果的であるが、その実現には多くの費用や期間が必要となるため、こうした物理的な改良等が実現するまでの間の対策の実施も課題となる。

第10次計画の目標達成状況と課題を踏まえ、次の各部から成る第11次計画を策定した。